

平成18年9月13日発行

* * * * *
*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第41号） *

*

* * * * *
インデックス

- 【1】全国担い手協議会が「平成18年度後期の重点的取組事項」を決定！
（全国担い手育成総合支援協議会発）
- 【2】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー
代理申請関係
- 【3】地域の話題等
 - 富良野市における品目横断的経営安定対策スタートに向けた取組み
（富良野市、北海道庁発）
 - J Aグループ佐賀が集落営農組織の経理一元化を支援
（J A佐賀中央会、九州農政局発）

- 【1】全国担い手協議会が「平成18年度後期の重点的取組事項」を決定！
（全国担い手育成総合支援協議会発）

全国担い手育成総合支援協議会（事務局：全国農業会議所、J A全中）では、8月31日に開催した本年度2回目の幹事会において、「担い手の育成・確保と品目横断的経営安定対策の加入申請に向けた平成18年度後期の取り組みについて」を決定しました。

この中で、本年10月～12月を後期の「認定農業者掘り起こし・集落営農強調月間」、19年1月～3月を後期の「担い手経営安定新法対象者確定月間」に設定し、スケジュール感をもって積極的な運動を展開することとしています。

地域担い手協議会において重点的に取り組む事項としては、「担い手の育成・確保」と「品目横断的経営安定対策の加入申請に向けた取組」の2点を挙げています。特に、「担い手の育成・確保」では、認定農業者がメリット感を享受できるよう、支援措置等の情報提供に加え、直接的な支援を行うフォローアップ活動の強化で再認定の向上を図ることとしています。また、「品目横断的経営安定対策の加入申請に向けた取組」では、役割分担表を整備するなどして関係機関・団体の役割を明確にしなが、要件を満たす担い手に対し、積極的に加入申請を働きかけることなどを盛り込んでいます。

地域担い手協議会におけるこうした取組が円滑に実施されるよう、都道府県担い手協議会及び全国担い手協議会では、積極的に支援・協力を行います。

また、都道府県担い手協議会においては、地域担い手協議会や担い手の相談に対

応できる支援体制を整えるとともに、地域担い手協議会と連携して、担い手の経営管理能力向上のための簿記記帳等の研修会の開催や税理士等のスペシャリストによる経営相談等担い手に対する経営支援を実施することとしています。

また、品目横断的経営安定対策等の周知徹底を図るため、説明会等でのチラシの配布や広報紙・ホームページを活用した情報提供等あらゆる機会を活用してPR活動を行うこととしています。

さらに、全国担い手協議会では、農業専門紙やポスター等を活用し、担い手の育成・確保と品目横断的経営安定対策への加入を呼びかけるキャンペーンを展開して、PR活動の強化を図ることとしています。

併せて、集落営農の組織化を支援するため、集落営農組織の立上げの取組を紹介した集落営農ビデオを作製し、配布することとしています。

なお、品目横断的経営安定対策のPR活動を強化する観点から、全国担い手協議会のホームページを9月1日にリニューアルしましたので、是非ご覧下さい。

全国担い手育成総合支援協議会ホームページ

<http://www.nefam.jp/index.html>

【2】品目横断的経営安定対策Q & Aコーナー

【代理申請関係】

品目横断的経営安定対策の諸手続については、農業者が農協等の第三者と受委託契約を締結した場合には、それぞれの手続について、当該農協等を通じて行うことができます。

よくあるお問い合わせをQ & Aとして御紹介します。

Q：品目横断的経営安定対策の手続を第三者に委託したいのですが、第三者と締結する受委託契約書には、どのようなことを定めればよいのですか。

A：農業者が第三者に品目横断的経営安定対策の手続を委託する場合、本対策の適切な運用を図るため、委託する手続の内容はすべて受委託契約書に定めておく必要があります。

受委託契約書に記載する主な内容としては、次の事項が考えられます。

農業者が作成した書類（加入申請書や交付申請書等）を、第三者が取りまとめ、当該農業者に代わって地方農政事務所等に提出する場合は、その提出に関する事

手続に必要な添付書類（農地基本台帳の写し等）を、第三者が農業者に代わって取得する場合は、その取得に関する事

地方農政事務所等から農業者あてに通知される書類を、第三者が当該農業者に代わって受領する場合は、その受領に関する事

収入減少影響緩和対策の積立金を、第三者が農業者に代わって納付する場合は、その納付に関する事

生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金及び積立金返納額を、第三者が農業者に代わって受領する場合は、その受領及び受領する口座に関する事

なお、行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士法上禁止されていますので注意してください。

【3】地域の話題等

富良野市における品目横断的経営安定対策スタートに向けた取組み

(富良野市、北海道庁発)

北海道のほぼ中央に位置する富良野市は、コメの生産調整を受け、水田転作にいち早く取り組んだ結果、今では玉葱やにんじんなどの一大野菜産地となっています。

1戸当たりの経営面積は平均10haと、北海道では比較的小規模ながら、スイカ、メロンなどの園芸作物にも積極的に取り組み、複雑な地形の中で高い収入を得ることにより、品目横断的経営安定対策の担い手の経営規模要件に満たない面積で営農を行っている農家が多いのが特徴です。

品目横断的経営安定対策の対象品目は、経営内の労働力配分や輪作体系上必要な作目であり、今後も作付面積を確保していくことが重要であるため、昨年12月から、市、JA、普及センター、農業委員会、土地改良区、農業共済組合を構成員とする「富良野市営農活性化対策協議会」において、関係機関が一体となった担い手育成・確保活動を行っています。

主な活動内容としては、対策の周知から対応について農事組合単位の懇談会をこれまで各2回、また、全体説明会や担い手要件に満たない農家との個人面談による対応方針の検討を行ってきたほか、市内を4ブロックに分けたうえで、対策への対応を契機に将来構想を考える「地域リーダー会議」を開催するなど、細やかな対応を行うとともに、農業委員と連携した農地流動化を進めています。

また、この8月には近隣の4町村と「ふらの地域担い手育成総合支援協議会」を設立して担い手の経営改善支援に取り組むとともに、各農家の生産実績や経営形態等のデータを集積し、フォローアップシートを活用しながら対策の加入申請が円滑に行われるよう準備を進めており、19年産対象作物の作付農家が全て対策対象者となるよう、関係機関・団体と一層の協力・連携のもと、積極的に担い手への誘導を図っているところです。

- ・問い合わせ先：富良野市農林課（TEL：0167-39-2309）

ＪＡグループ佐賀が集落営農組織の経理一元化を支援

（ＪＡ佐賀中央会、九州農政局発）

ＪＡグループ佐賀では、集落営農組織の経理事務を支援するため、佐賀県版の「経理一元化支援システム」の開発に取り組んでおり、そのシステムの概要等について紹介します。

従来、同グループでは、組合員個々のＪＡ業務（購買、販売等）取引を管理するソフト（アグネス）を整備していましたが、品目横断的経営安定対策の導入に向け、今後、ＪＡの組合員が集落営農組織の一員として多数加入することが見込まれることから、ＪＡが本対策の加入対象となる集落営農組織の経理事務等の支援のため、新たに集落営農専用のソフトを開発するとともに、従来のソフト（アグネス）と連動して活用できるようシステムを再整備しています。

同ソフトは、集落営農組織が法人化した以降も対応できるように複式簿記方式を導入したり、構成員ごとに多種類（作付面積、耕作面積、出資金、個別実績、金額、数量等）の機能を整備したソフトとなっており、各種条件が異なる組織に対応できるのが特徴です。

なお、このシステムの導入により、ＪＡにとっては集落営農組織の設立以降も経営指導・支援できる体制が整備されることや、既存のＪＡパソコンネットワーク「ＪＡ佐賀ネット」等を利活用することで、ＪＡの集落営農指導・保守・運行費等の抑制が図られることなどの効果が見込まれています。

今後、同システムを活用するためには、集落営農組織とＪＡ間で事務受委託契約を締結することが前提となりますが、同グループでは18年12月からの本格的始動に向けて10月末までに3回程度の説明会を開き同システムの推進を図っていくこととしています。

- ・問い合わせ先：ＪＡ佐賀中央会水田農業対策課（TEL：0952-25-5112）

九州農政局生産経営流通部経営課（TEL：096-353-3561（内線4256））

< 編集後記 >

昼間はまだ残暑の厳しい日もありますが、朝晩は少しずつしのぎやすくなって来ました。9月7日は暦の上では二十四節気の一つ「白露」（はくろ）でした。

野の草に露が降りて白く見え、秋の趣がひとしお感じられる頃、という意味で、露は秋の季語にもなっています。

「露が降りたときには晴れる」といったことわざがあるように、朝に露が多く降りるようなときはその日は晴れる、また、夜のうちに露が降りているときには翌日は晴れる可能性が高いそうです。これからは気温もほどほどに、良く晴れて、過ごしやすい日が続いてくれると良いのですが。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>